

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月 2 日
【会社名】	株式会社 J E R A
【英訳名】	JERA Co., Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小野田 聡
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-3272-4631(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 吉田 哲臣
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-3272-4631(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 吉田 哲臣
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2022年11月 2 日
【発行登録書の効力発生日】	2022年11月10日
【発行登録書の有効期限】	2024年11月 9 日
【発行登録番号】	4 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 800,000百万円
【発行可能額】	800,000百万円 (800,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	該当事項はありません。
【提出理由】	2022年11月 2 日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第 1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	株式会社 J E R A 西日本支社 (愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 1 号)

【訂正内容】
第一部【証券情報】
第 1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< 株式会社 J E R A 第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	株式会社 J E R A 第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定（（注）16）
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	未定（（注）16）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	1 . 2022年（未定）月（未定）日の翌日から2027年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％ 2 . 2027年（未定）月（未定）日の翌日から2032年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日（下記に定義する。以下同じ。）に改定され、各改定後利率適用期間（下記に定義する。以下同じ。）について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日（下記に定義する。以下同じ。）における 1 年国債金利（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 5 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅の値）％を加算したものとする。 3 . 2032年（未定）月（未定）日の翌日から2047年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における 1 年国債金利に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 5 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加算したものとする。 4 . 2047年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における 1 年国債金利に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 5 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加算したものとする。 「利率改定日」とは、2027年（未定）月（未定）日及びその 1 年後ごとの応当日をいう。 「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。 「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の 2 銀行営業日前の日をいう。 （（注）16）
利払日	毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日（（注）16）

利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 利息支払の方法 イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。）又は期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）（併せて以下「償還日」という。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。 「利払日」とは、初回を2023年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日をいう。（（注）16） ロ 本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号ロにおいて「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄各項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額。）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）にかかる各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項第(3)号八（ ）に定義する。以下同じ。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。 ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「3. 劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 (2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定 イ 別記「利率」欄第2項乃至第4項の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日（下記に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」 （https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）に表示される1年国債金利をいう。 ロ ある改定後利率適用期間にかかる利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー（当社が社債管理者と協議のうえで国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をい
----------------	---

	う。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。)に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(下記に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。 ハ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ一つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ニ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ホ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。 「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。 「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が社債管理者と協議のうえで選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。 ヘ 当社は、社債管理者に本号イ乃至ホに定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率決定日に当該利率を確認する。 ト 当社及び社債管理者はそれぞれその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5日以内(改定後利率適用期間の開始日を含み、銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 (3)任意停止 イ 利払の任意停止 当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び社債管理者に対し任意停止金額(下記に定義する。)の通知を行うことにより、当該通知にかかる利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰り延べを以下「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を以下「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を以下「任意停止利払日」という。以下同じ。)。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄各項に定める利率による利息(以下「追加利息」という。)が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。))。 ロ 任意支払 当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部又は一部を支払うことができる。 ハ 強制支払
--	--

	() 劣後株式への支払による強制支払 本号イ及びロの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の 又はの事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存する全ての任意停止金額及びこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。 当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（併せて以下「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合 当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。） (a)会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由 (b)会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求 (c)会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項又は第816条の6第1項に基づく反対株主からの買取請求 (d)会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求 (e)会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得 (f)その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由 「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。 「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。 「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。 「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（注）「3.劣後特約」）に定義する。以下同じ。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息にかかる権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。 () 同順位証券への支払による強制支払 本号イ及びロの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券
--	---

	に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日にかかる任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。 二 任意未払残高の支払 () 任意未払残高は、任意未払残高が支払われる利払日又は償還日時点の本社債権者に支払われる。 () 当社は、利払日又は償還日において任意未払残高の全部又は一部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）及び該当任意停止利払日の通知を本社債権者及び社債管理者に対し行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本（ ）において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 () 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を社債管理者に通知する。 2 . 利息の支払場所 別記（注）「14 . 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2057年（未定）月（未定）日（（注）16）

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は本欄第2項第(2)号に定める金額による。） 2. 償還の方法及び期限 (1)満期償還 本社債の元金は、2057年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2)期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2027年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「初回任意償還日」という。）及び初回任意償還日以降の各利払日（初回任意償還日と併せて以下「任意償還日」という。）において、任意償還日より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。 ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて以下「期限前償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報セン
-------	---

	ター、株式会社日本格付研究所及び S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。)のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、各信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3)償還日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5)本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「3.劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3.償還元金の支払場所 別記(注)「14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当社はR & IからA-(シングルAマイナス)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、R & IからA-(シングルAマイナス)の本格付を2022年(未定)月(未定)日(注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にR & Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の

とあり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2)株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当社はJ C RからA(シングルA)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、J C RからA(シングルA)の本格付を2022年(未定)月(未定)日((注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJ C Rが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び社債管理者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の()及び()を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

() 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

() 当該劣後事由発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び当該劣後事由発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

() 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

() 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算にかかる債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- () 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権にかかる全ての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- () 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、全ての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有する全ての者をいう。

5. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

7. 社債管理者への通知

(1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止もしくは譲渡しようとするとき。

資本金又は準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

(3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

8. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)9第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

11. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)その他正当な事由があるときは、当社と協議のうえ社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

12. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の公告又は社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。ただし、いずれも重複するものがあるときは、これを省略することができる。

13. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告又は社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に基づき支払われる。

15. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

16. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

< 株式会社 J E R A 第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	株式会社 J E R A 第 2 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定（（注）16）
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	未定（（注）16）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	1 . 2022年（未定）月（未定）日の翌日から2029年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％ 2 . 2029年（未定）月（未定）日の翌日から2032年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日（下記に定義する。以下同じ。）に改定され、各改定後利率適用期間（下記に定義する。以下同じ。）について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日（下記に定義する。以下同じ。）における 1 年国債金利（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 7 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅の値）％を加算したものとする。 3 . 2032年（未定）月（未定）日の翌日から2049年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における 1 年国債金利に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 7 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加算したものとする。 4 . 2049年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における 1 年国債金利に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間 7 年程度の10年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加算したものとする。 「利率改定日」とは、2029年（未定）月（未定）日及びその 1 年後ごとの応当日をいう。 「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。 「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の 2 銀行営業日前の日をいう。 （（注）16）
利払日	毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日（（注）16）

利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 利息支払の方法 イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。）又は期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）（併せて以下「償還日」という。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。 「利払日」とは、初回を2023年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日をいう。（（注）16） ロ 本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号ロにおいて「一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄各項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき一通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額。）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）にかかる各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項第(3)号八（ ）に定義する。以下同じ。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。 ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「3. 劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 (2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定 イ 別記「利率」欄第2項乃至第4項の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日（下記に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」 （https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）に表示される1年国債金利をいう。 ロ ある改定後利率適用期間にかかる利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー（当社が社債管理者と協議のうえで国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をい
----------------	--

	う。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。)に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(下記に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。 ハ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ一つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ニ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ホ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。 「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。 「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が社債管理者と協議のうえで選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。 ヘ 当社は、社債管理者に本号イ乃至ホに定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率決定日に当該利率を確認する。 ト 当社及び社債管理者はそれぞれその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5日以内(改定後利率適用期間の開始日を含み、銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 (3)任意停止 イ 利払の任意停止 当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び社債管理者に対し任意停止金額(下記に定義する。)の通知を行うことにより、当該通知にかかる利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰り延べを以下「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を以下「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を以下「任意停止利払日」という。以下同じ。)。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄各項に定める利率による利息(以下「追加利息」という。)が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。))。 ロ 任意支払 当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部又は一部を支払うことができる。 ハ 強制支払
--	--

() 劣後株式への支払による強制支払

本号イ及びロの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の又はの事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存する全ての任意停止金額及びこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（併せて以下「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合

当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）

- (a) 会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由
- (b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求
- (c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項又は第816条の6第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (d) 会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得
- (f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由

「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。

「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。

「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（注）「3. 劣後特約」）に定義する。以下同じ。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息にかかる権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

() 同順位証券への支払による強制支払

本号イ及びロの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券

	に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日にかかる任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。 二 任意未払残高の支払 () 任意未払残高は、任意未払残高が支払われる利払日又は償還日時点の本社債権者に支払われる。 () 当社は、利払日又は償還日において任意未払残高の全部又は一部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）及び該当任意停止利払日の通知を本社債権者及び社債管理者に対し行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本（ ）において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 () 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を社債管理者に通知する。 2 . 利息の支払場所 別記（注）「14 . 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2059年（未定）月（未定）日（（注）16）

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は本欄第2項第(2)号に定める金額による。） 2. 償還の方法及び期限 (1)満期償還 本社債の元金は、2059年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2)期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2029年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「初回任意償還日」という。）及び初回任意償還日以降の各利払日（初回任意償還日と併せて以下「任意償還日」という。）において、任意償還日より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。 ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて以下「期限前償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報セン
-------	---

	ター、株式会社日本格付研究所及び S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。) のうち 1 社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、各信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3)償還日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5)本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「3. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「14. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当社は R & I から A - (シングル A マイナス) の予備格付を 2022 年 11 月 2 日付で取得しており、また、R & I から A - (シングル A マイナス) の本格付を 2022 年(未定)月(未定)日(注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降に R & I が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の

とあり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2)株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当社はJ C RからA(シングルA)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、J C RからA(シングルA)の本格付を2022年(未定)月(未定)日(注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJ C Rが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び社債管理者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の()及び()を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

() 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

() 当該劣後事由発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び当該劣後事由発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

() 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

() 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算にかかる債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- () 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権にかかる全ての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- () 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、全ての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有する全ての者をいう。

5. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

7. 社債管理者への通知

(1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止もしくは譲渡しようとするとき。

資本金又は準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

(3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

8. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)9第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

11. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)その他正当な事由があるときは、当社と協議のうえ社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

12. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の公告又は社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。ただし、いずれも重複するものがあるときは、これを省略することができる。

13. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告又は社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に基づき支払われる。

15. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

16. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

<株式会社ＪＥＲＡ第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報>

銘柄	株式会社ＪＥＲＡ第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定（（注）16）
各社債の金額（円）	金１億円
発行価額の総額（円）	未定（（注）16）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	１．2022年（未定）月（未定）日の翌日から2032年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第１項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％ ２．2032年（未定）月（未定）日の翌日から2052年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日（下記に定義する。以下同じ。）に改定され、各改定後利率適用期間（下記に定義する。以下同じ。）について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日（下記に定義する。以下同じ。）における１年国債金利（別記「利息支払の方法」欄第１項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第１項の利率の決定時に適用される10年国債の流通利回り（年２回複利ベース）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加算したものとする。 ３．2052年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における１年国債金利に（未定。ただし、第１項の利率の決定時に適用される10年国債の流通利回り（年２回複利ベース）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加算したものとする。 「利率改定日」とは、2032年（未定）月（未定）日及びその１年後ごとの応当日をいう。 「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。 「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の２銀行営業日前の日をいう。 （（注）16）
利払日	毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日（（注）16）

利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 利息支払の方法 イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。）又は期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）（併せて以下「償還日」という。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。 「利払日」とは、初回を2023年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日をいう。（（注）16） ロ 本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に一通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号ロにおいて「一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄各項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき一通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額。）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）にかかる各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項第(3)号八（ ）に定義する。以下同じ。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。 ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「3. 劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 (2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定 イ 別記「利率」欄第2項及び第3項の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日（下記に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」 （https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）に表示される1年国債金利をいう。 ロ ある改定後利率適用期間にかかる利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー（当社が社債管理者と協議のうえで国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をい
----------------	--

	う。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。)に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(下記に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。 ハ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ一つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ニ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ホ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。 「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。 「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が社債管理者と協議のうえで選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。 ヘ 当社は、社債管理者に本号イ乃至ホに定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率決定日に当該利率を確認する。 ト 当社及び社債管理者はそれぞれその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5日以内(改定後利率適用期間の開始日を含み、銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 (3)任意停止 イ 利払の任意停止 当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び社債管理者に対し任意停止金額(下記に定義する。)の通知を行うことにより、当該通知にかかる利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰り延べを以下「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を以下「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を以下「任意停止利払日」という。以下同じ。)。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄各項に定める利率による利息(以下「追加利息」という。)が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。))。 ロ 任意支払 当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部又は一部を支払うことができる。 ハ 強制支払
--	--

	() 劣後株式への支払による強制支払 本号イ及びロの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の 又はの事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存する全ての任意停止金額及びこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。 当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（併せて以下「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合 当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。） (a)会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由 (b)会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求 (c)会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項又は第816条の6第1項に基づく反対株主からの買取請求 (d)会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求 (e)会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得 (f)その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由 「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。 「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。 「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。 「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（注）「3. 劣後特約」）に定義する。以下同じ。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息にかかる権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。 () 同順位証券への支払による強制支払 本号イ及びロの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券
--	--

	に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日にかかる任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。 二 任意未払残高の支払 () 任意未払残高は、任意未払残高が支払われる利払日又は償還日時点の本社債権者に支払われる。 () 当社は、利払日又は償還日において任意未払残高の全部又は一部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）及び該当任意停止利払日の通知を本社債権者及び社債管理者に対し行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本（ ）において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 () 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を社債管理者に通知する。 2 . 利息の支払場所 別記（注）「14 . 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2062年（未定）月（未定）日（（注）16）

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は本欄第2項第(2)号に定める金額による。） 2. 償還の方法及び期限 (1)満期償還 本社債の元金は、2062年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2)期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2032年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「初回任意償還日」という。）及び初回任意償還日以降の各利払日（初回任意償還日と併せて以下「任意償還日」という。）において、任意償還日より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。 ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて以下「期限前償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報セン
-------	---

	ター、株式会社日本格付研究所及び S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。)のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、各信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3)償還日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5)本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「3.劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3.償還元金の支払場所 別記(注)「14.元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当社はR & IからA-(シングルAマイナス)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、R & IからA-(シングルAマイナス)の本格付を2022年(未定)月(未定)日(注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にR & Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の

とおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2)株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当社はJ C RからA(シングルA)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、J C RからA(シングルA)の本格付を2022年(未定)月(未定)日((注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJ C Rが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び社債管理者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の()及び()を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

() 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

() 当該劣後事由発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び当該劣後事由発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

() 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

() 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算にかかる債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- () 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権にかかる全ての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- () 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、全ての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有する全ての者をいう。

5. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

7. 社債管理者への通知

(1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止もしくは譲渡しようとするとき。

資本金又は準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

(3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

8. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)9第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

11. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)その他正当な事由があるときは、当社と協議のうえ社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

12. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の公告又は社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。ただし、いずれも重複するものがあるときは、これを省略することができる。

13. 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告又は社債管理者が認めるその他の方法により通知する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に基づき支払われる。

15. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

16. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

< 株式会社 J E R A 第 4 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報 >

銘柄	株式会社 J E R A 第 4 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定（（注）16）
各社債の金額（円）	金 1 億円
発行価額の総額（円）	未定（（注）16）
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	1 . 2022年（未定）月（未定）日の翌日から2037年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(1)号イに定義する。以下同じ。）においては、年（未定）％ 2 . 2037年（未定）月（未定）日の翌日から2057年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日（下記に定義する。以下同じ。）に改定され、各改定後利率適用期間（下記に定義する。以下同じ。）について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日（下記に定義する。以下同じ。）における 1 年国債金利（別記「利息支払の方法」欄第 1 項第(2)号イに定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間15年程度の20年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に0.25％を加えた値）％を加算したものとする。 3 . 2057年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における 1 年国債金利に（未定。ただし、第 1 項の利率の決定時に適用される残存期間15年程度の20年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅に1.00％を加えた値）％を加算したものとする。 「利率改定日」とは、2037年（未定）月（未定）日及びその 1 年後ごとの応当日をいう。 「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日又は本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。 「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の 2 銀行営業日前の日をいう。 （（注）16）
利払日	毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日（（注）16）

利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 利息支払の方法 イ 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債の満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(1)号に定義する。）又は期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号八に定義する。）（併せて以下「償還日」という。）までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。 「利払日」とは、初回を2023年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日及び（未定）月（未定）日をいう。（（注）16） ロ 本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する社債等に関する業務規程、社債等に関する業務規程施行規則、その他諸規定（その後の変更、修正を含む。）（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本号ロにおいて「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄各項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき通貨あたりの利子額を計算するときは、かかる金額をその半か年間の日割で計算した金額。）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 ハ 本社債の償還日後は、当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）にかかる各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息及び任意未払残高（本項第(3)号八（ ）に定義する。以下同じ。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。 ニ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）「3. 劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 (2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定 イ 別記「利率」欄第2項及び第3項の規定に基づき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日（下記に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」 （https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含む。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）に表示される1年国債金利をいう。 ロ ある改定後利率適用期間にかかる利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、又は国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー（当社が社債管理者と協議のうえで国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をい
----------------	---

	う。)又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。)に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(下記に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。 ハ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ一つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ニ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者又は3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。)とする。 ホ 本号ロにより当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。 「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。 「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が社債管理者と協議のうえで選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。 ヘ 当社は、社債管理者に本号イ乃至ホに定める利率確認事務を委託し、社債管理者は利率決定日に当該利率を確認する。 ト 当社及び社債管理者はそれぞれその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5日以内(改定後利率適用期間の開始日を含み、銀行休業日はこれに算入しない。)に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。 (3)任意停止 イ 利払の任意停止 当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者及び社債管理者に対し任意停止金額(下記に定義する。)の通知を行うことにより、当該通知にかかる利払日における本社債の利息の支払の全部又は一部を繰り延べることができる(当該繰り延べを以下「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を以下「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を以下「任意停止利払日」という。以下同じ。)。なお、任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄各項に定める利率による利息(以下「追加利息」という。)が付される(なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。))。 ロ 任意支払 当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の全部又は一部を支払うことができる。 ハ 強制支払
--	--

() 劣後株式への支払による強制支払

本号イ及びロの規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日。）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の又はの事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）又は強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払残高（各本社債に関して、その時点において残存する全ての任意停止金額及びこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

当社が当社普通株式並びに剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（併せて以下「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に規定される中間配当及び全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合又は支払を行った場合

当社が劣後株式の買入れ又は取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）

- (a) 会社法第155条第8号乃至第13号に基づく事由
- (b) 会社法第192条第1項に基づく単元未満株主からの買取請求
- (c) 会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項又は第816条の6第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (d) 会社法第116条第1項又は第182条の4第1項に基づく反対株主からの買取請求
- (e) 会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条に基づく子会社からの取得
- (f) その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由

「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集又は借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券又は借入れに関して支払われ得る価格、利率又は配当率を考慮しない。

「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）及び同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。

「優先株式」とは、当社が今後発行する株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（注）「3. 劣後特約」）に定義する。以下同じ。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件及び権利を有し、その利息にかかる権利及び償還又は返済条件が、本社債と実質的に同等のもの又は当社の財務状態及び業績に応じて決定されるものをいう。

() 同順位証券への支払による強制支払

本号イ及びロの規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券

	に関する配当又は利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日に、当該任意停止利払日にかかる任意停止金額及びこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。 二 任意未払残高の支払 () 任意未払残高は、任意未払残高が支払われる利払日又は償還日時点の本社債権者に支払われる。 () 当社は、利払日又は償還日において任意未払残高の全部又は一部を支払う場合、弁済する当該利払日又は償還日の12銀行営業日前までに、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」という。）及び該当任意停止利払日の通知を本社債権者及び社債管理者に対し行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本（ ）において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 () 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額及びこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額及びこれに対する追加利息の内訳を社債管理者に通知する。 2 . 利息の支払場所 別記（（注）「14 . 元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2067年（未定）月（未定）日（（注）16）

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は本欄第2項第(2)号に定める金額による。） 2. 償還の方法及び期限 (1)満期償還 本社債の元金は、2067年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2)期限前償還 前号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。 イ 当社の選択による期限前償還 当社は、2037年（未定）月（未定）日（（注）16）（以下「初回任意償還日」という。）及び初回任意償還日以降の各利払日（初回任意償還日と併せて以下「任意償還日」という。）において、任意償還日より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で、任意未払残高の支払とともに期限前償還することができる。 ロ 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、税制事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令又はその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ハ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて以下「期限前償還日」という。）より前の30銀行営業日以上60銀行営業日以内に本社債権者及び社債管理者に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の元金の全部（一部は不可）を、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には、各社債の金額100円につき金101円の割合で計算される金額で、（ ）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には、各社債の金額100円につき金100円で、資本性変更事由償還日までの経過利息及び任意未払残高の支払とともに当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報セン
-------	---

	ター、株式会社日本格付研究所及び S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。) のうち 1 社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、各信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされ、又は書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3)償還日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (4)本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、業務規程等に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 (5)本社債の償還については、本項のほか、別記(注)「3. 劣後特約」に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「14. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年(未定)月(未定)日(注)16)
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

本社債について、当社は R & I から A - (シングル A マイナス) の予備格付を 2022 年 11 月 2 日付で取得しており、また、R & I から A - (シングル A マイナス) の本格付を 2022 年(未定)月(未定)日(注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降に R & I が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対する R & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の

とあり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2)株式会社日本格付研究所(以下「J C R」という。)

本社債について、当社はJ C RからA(シングルA)の予備格付を2022年11月2日付で取得しており、また、J C RからA(シングルA)の本格付を2022年(未定)月(未定)日((注)16)付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降にJ C Rが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、J C Rでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 劣後特約

当社は、劣後事由(下記に定義する。)の発生後速やかに、本社債権者及び社債管理者に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次の()及び()を合計した金額の、本社債に基づく劣後請求権(下記に定義する。)を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

() 劣後事由発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

() 当該劣後事由発生日における当該本社債に関する任意未払残高及び当該劣後事由発生日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額(下記に定義する。)の範囲でのみ、支払(配当を含む。)の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

() 当社に対して、清算手続(会社法に基づく通常清算手続又は特別清算手続を含む。)が開始された場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合

() 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合

() 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算にかかる債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権又はこれらに準ずる債権であって、本社債に基づくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

- () 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受け又は弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権にかかる全ての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載された全ての上位債務が、破産法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合
- () 当社の更生手続において、会社更生法に基づき最終的かつ確定的となった更生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社の再生手続において、民事再生法に基づき最終的かつ確定的となった再生計画に記載された全ての上位債務（当該計画内で修正又は減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合
- () 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、全ての同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、同順位劣後債務（本社債に関する当社の債務を含む。）に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

4. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有する全ての者をいう。

5. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、又は再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、又は日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続、再生手続もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

6. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債の社債要項の規定に基づき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられ又は期限が到来するものではない。

7. 社債管理者への通知

(1) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、社債の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止もしくは譲渡しようとするとき。

資本金又は準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

(3) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

8. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができることとし、当社はこれを拒まない。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

9. 社債管理者への事業概況等の報告

(1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。ただし、当該通知については、当社が本(注)9第(2)号に定める社債管理者への通知を行った場合又は書類を社債管理者に提出した場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2) 当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書及びそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合は、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書又は訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

10. 社債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

11. 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)その他正当な事由があるときは、当社と協議のうえ社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

12. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがある場合を除き、当社の定款に定める電子公告(事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。)又は社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者の定款所定の公告又は社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には東京都及び大阪府で発行される各1種以上の新聞紙に掲載する方法により行う。ただし、いずれも重複するものがあるときは、これを省略することができる。

13. 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び社債権者集会の目的である事項その他法令に定められた事項につき、公告又は社債管理者が認めるその他の方法により通知する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

14. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に基づき支払われる。

15. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三井住友銀行

16. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<株式会社ＪＥＲＡ第１回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第２回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び株式会社ＪＥＲＡ第４回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報>

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

(注) 社債管理者は上記を予定しておりますが、委託の条件については、利率の決定日に決定する予定です。

「第一部 証券情報」「第２ 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社ＪＥＲＡ第１回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第２回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び株式会社ＪＥＲＡ第４回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報>

本社債の償還及び買入消却に関する制限について

以下に記載される事項は株式会社ＪＥＲＡ第１回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第２回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）、株式会社ＪＥＲＡ第３回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）及び株式会社ＪＥＲＡ第４回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）（本欄において併せて以下「本社債」という。）の証券情報の一部を形成せず、法的又は契約上の義務は生じない。

当社は、財務健全性と資本効率の両立および持続的な成長を目的として本社債を発行し、本社債の各満期償還日以前に本社債を償還又は買入消却する場合は、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所及びＳ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社又はそれらの格付業務を承継した者から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定している。

ただし、初回任意償還日以降に本社債の期限前償還等を行う場合において、以下の第(1)号又は第(2)号のいずれかに該当する場合を除く。

- (１) Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社による当社への格付がＡ－以上であり、かつ、期限前償還等によりこの水準を下回る懸念がない場合
- (２) 前号を充足していない場合で、株式会社東京証券取引所の閉鎖等に起因して市場機能が停止している場合。ただし、期限前償還等が行われた後に、市場機能が回復し、かつ、当該回復の時点においても前号を充足していない場合には、速やかに借り換えを行うことを

要する。

当該借り換えは、当該償還又は買入消却が行われる日の以前360日の間に行われる。